

学 位 論 文 題 名

日本古代国造制の研究

学位論文内容の要旨

論文の構成

- 序章 国造制研究の現状と課題
- 第1編 国造制の成立
 - 第1章 五世紀後半の政治組織
 - 第2章 記紀の国造関係記事の検討
 - 第3章 国造制の成立過程
- 第2編 国造制の展開
 - 第1章 東国「国司」らへの詔の検討
 - 第2章 「大化改新」と国造制
 - 第3章 評制の成立と国造
 - 第4章 国宰制の成立と国造
 - 第5章 律令制下の国造
- 第3編 国造制の構造と諸相
 - 第1章 国造制の内部構造
 - 第2章 『常陸国風土記』の建郡（評）記事と国造
 - 第3章 吉備氏の始祖伝承と吉備の国造
 - 第4章 「国造本紀」の再検討

第1編の第1章では、稻荷山古墳出土の鉄剣銘と江田船山古墳出土の大刀銘を検討し、5世紀後半の雄略天皇の時代には、関東や九州の地方豪族が中央に出仕し大王に奉仕する体制が成立していたことを明らかにする。第2章では『古事記』『日本書紀』における国造関係の系譜や事件を詳細に比較検討する。そして特に筑紫国造磐井の反乱に注目し、6世紀後半には西日本に国造制が成立したことを述べる。第3章では、国造制は漸進的に成立・拡大したとする通説を批判し、国造制は広範囲にわたって一斉に施行された制度であると強調する。そして589年、東日本で広汎に国造の支配領域（「クニ」）の画定が行なわれたとし、国造の帯びる直・君・臣・連等のカバネの多様性についても、それは国造制

の漸進的拡大を証明するものではないとする。

第2編は本論文の核心をなす。まず第1章では、大化改新直後に東方に派遣されたいわゆる東国国司と、彼等に対する天皇の諸命令の内容について先行諸研究を緻密に検討し、

『日本書紀』に掲載されたこれらの史料は大化当時、すなわち孝徳天皇時代のものとして信用できると結論する。第2章では、この東国国司関係の史料に基づいて、国造たちが地方行政の中核として活躍していることを明らかにし、通説が大化改新の評（郡）制施行により国造制は廃止されたとしてきたことを批判する。続いて第3章では氏の所論を具体化し、国造の「クニ」は廃止されたのではなく、「クニ」の下部組織として評（コホリ）が設定されたのであり、孝徳朝には＜国造－評造＞すなわち＜クニ－コホリ＞という二段階の地方行政組織が全国的に成立したと主張する。第4章ではこの＜国造－評造＞の制度が廃止された時期を検討する。近江国・備前国・尾張国といった律令制下の国は天智朝に成立したとする有力学説を批判し、律令制下の国は天武朝末年の国境画定事業によって成立したのであり、律令制下の国司の直接の前身である国宰（くにのみこともち）制もこの時点で成立し、この国宰制によって国造制は廃止されたとする。第5章では律令制下の史料に登場する「国造」の性格について通説に反論する。従来はこれらの「国造」を「律令国造」（「新国造」）と呼称し、全国的に存続して神祇・祭祀を担当したと評価してきたが、篠川氏はこれを批判し、出雲国造と紀伊国造を例外として、他の「国造」は部分的かつ臨時的に任命された、実質のない名誉職的な存在であったと強調する。

第3編は国造制の内部構造と、常に話題となる諸問題についての見解を表明したものである。第1章では大化以前の国造が大和朝廷の地方官であることを確認しつつ、国造自身が直接に管理する私民（部曲）や中央系の部民があり、彼の下にいる稻置や伴造、さらには中小の在地首長も彼等の下に私民・部民と屯倉の民（田部）を管轄していたことを解明する。第2章では孝徳朝の建郡（建評）に関して必ず引用される『常陸国風土記』を取り上げ、評の成立後も国造の「クニ」は存続したこと、従来の「クニ」の内部で自立を志向していた中小の在地首長が評の官人に任命されたことを指摘する。第3章では最も強大な国造であった吉備氏の始祖伝承と、吉備一族の下道臣・上道臣・笠臣等について研究史を整理し、有力な一族の台頭と系譜形成の密接な関係を指摘する。第4章は平安時代に成立した偽書として評価の低かった『先代旧事本紀』をとりあげる。氏は巻十の「国造本紀」に列挙された128の国造については信頼できる部分もあるとする。大宝2年（702）に、郡の長官・次官に採用される際の優先権をもつ一族として国造の子孫を中心とした地方有力者が「国造記」に登録されたが、この時に整理されたであろう国造氏の名と各自の系譜が「国造本紀」編集の際に掲載されたというのである。

学位論文審査の要旨

主 査	教 授	南 部	昇
副 査	教 授	河 内	祥 輔
副 査	教 授	身 崎	壽
副 査	助教授	川 合	安

学 位 論 文 題 名

日本古代国造制の研究

古代の国造の研究は、5～7世紀研究の最重要課題である。しかし、それを解明する史料としては『古事記』『日本書紀』が殆どであり、他には少数の金石文と中国史書の東夷に関する記述があるのみである。従って国造の研究を体系的にまとめることは困難であり、この分野には歴大な個別研究が発表されてはきたが、体系的で整合的・説得的な仮説の提出は容易ではない。それは国造制の研究を中心課題とする著作は今回の篠川氏の論文が初めてであるという事実にもよく示されている。

氏は先行の諸研究を十分にふまえ、各編各章でそれらの評価を定め、国造に関する重要史料も遺漏なく引用しており、この点だけでも氏の著作が今後の国造研究者の座右の書となることはまちがいない。加えて氏の国造研究には多くの新しさがあり、国造の領域というものを、強力な首長の実力による地域的な統合がそのまま大和朝廷に認められたものとするよりは、中央の主導による再編成の結果とする点、国造制の成立を段階的に見るよりは、軍事力の編成を重視して短期間に施行されたものとする点、大化改新によって国造制が廃止されたのではなく、以後は<国造-評造>の体制が続いたとする点、いわゆる「律令国造」（「新国造」）の存在を否定し、8～9世紀の「国造」に新しい仮説を提出した点などは特に評価でき、今後の国造研究において必ず引用・依拠され、あるいは議論を呼ぶものと思われる。

しかし、氏の新しい所説に全く問題がないわけではない。5世紀の倭王武（雄略天皇）の上表文によれば、大和朝廷は東の55国、西の66国を服属させ、その地方豪族たちを朝廷に出仕させていたのであり、このような体制を「初期国造制」と呼称してもよいのではないかという疑問は残る。また、従来の諸説よりもはるかに、7世紀後半（天智朝・天武朝）の国造の存在と役割を強調するだけに、それが奈良時代には急速に変質して、実質のない名誉職的なものになったというのであれば、その理由をより具体的に解明してほしかったと考える。また、古代最大の内乱である壬申の乱（672）において国造層はどのような動

向を示したのか、乱の前と後で国造の制度はどのように変化したのか、などの説明がない点にも若干の不満が感じられる。とはいえ、篠川氏の国造論は全体的に整合性・一貫性・説得性を備えており、有効な仮説として十分に古代史研究者を納得させるものと思われる。

以上の諸点を総合し、審査委員会は氏の労作が古代史学界に多大の貢献をなすものと認め、全員一致で、この申請論文は博士（文学）の学位を授与されるに値すると判定する。